

指定事業者各位

軌陸車（鉄道保線用自動車）の車両総重量超過車両に係る 指定工場における継続検査時の取り扱いについて

今般、鉄道保線用自動車^(注1)に関する「車両総重量超過」の問題に関して、関係する機関により調査が進められております。

このため、平成17年3月8日より各運輸支局等においては、鉄道保線用自動車の実態調査を実施しており、鉄道事業者等より車両重量測定の申し出があった場合には車両重量の測定等を行っております。

また、平成17年3月10日からは、鉄道保線用自動車に係る持ち込み継続検査の申請があった場合には、すべての自動車について重量測定等を実施し、自動車検査証と持ち込まれた自動車の状態に相違がないことを確認することになりました。

つきましては、各指定自動車整備事業者におきましても、当分の間、鉄道保線用自動車に係る継続検査の依頼があった場合には、自動車検査証の車両重量と現車の車両重量が相違している可能性があることから、**「運輸支局等において車両重量等の確認を受けたもの^(注2)であることを確認したうえ」**で、指定整備の取り扱いを行うようお願いいたします。

注1：鉄道保線用自動車とは車体形状が軌道兼用車、架線修理車、高所作業車で、かつ、鉄道と道路を兼用で走行できる構造の自動車

注2：国で確認したことを証する書面

別紙 4

鉄道保線用車両等の車両総重量に係る調査票 《記載例》 〇〇鉄道(株)

整理番号	区・系統	配置部署	架装メーカー	軌陸車・その他 の別	登録番号	車両導入 年月	車両総重量(kg)	測定総重量(kg)	超過重量(kg)	許容総重量(kg)
1		〇〇保線区	〇〇自動車	軌陸車	品川800さ1234	H12. 7	7,895	8,900	1,005	8,000
2		〇〇部	〇〇製作所	軌陸車	品川800さ1235	H12. 8	7,755	8,500	745	8,000
3	施設 (保線)	〇〇車両	〇〇車両	その他	品川800さ1236	H12. 9	6,780	6,795	15	7,100
4									0	
5									0	
6									0	
7		〇〇センター							0	
8	施設 (土木)	〇〇施設区							0	
9									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13	電気	〇〇電気区	〇〇自動車						0	
14									0	
15									0	
16									0	
17									0	
18									0	
19									0	
20									0	

運輸支局等の
受付印

注) 1. 「車両総重量」は自動車検査証に記載されている重量とする。
2. 「測定総重量」は測定した車両重量に乗車定員×55及び最大積載量を加えた重量とする。
3. 「許容総重量」は自動車メーカーの資料に基づく重量とする。